

砥 部 町 議 会
平成 25 年 第 3 回 臨 時 会
会 議 録

平成 25 年第 3 回砥部町議会臨時会 会議録

招集年月日	平成 25 年 5 月 27 日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成 25 年 5 月 27 日 午前 9 時 30 分 議長宣告	
出席議員	1 番 小西昌博 2 番 古川孝之 3 番 菊池伸二 4 番 松崎浩司 5 番 佐々木隆雄 6 番 森永茂男 7 番 西岡利昌 8 番 大平弘子 9 番 政岡洋三郎 10 番 山口元之 11 番 西村良彰 12 番 井上洋一 13 番 土居英昭 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
欠席議員	なし	
地方自治法 第 121 条第 1 項 の規定により 説明のため 会議に出席 した者の職、 氏名	町 長 佐川 秀紀 副町長 上田 文雄 教育長 武智 省三 総務課長 原田 公夫 企画財政課長 松下 行吉 戸籍税務課長 門田 伸介 保険健康課長 大野 哲郎	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 善家 孝介	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。	
議員の指名	7 番 西岡利昌 8 番 大平弘子	
傍聴者	0 人	

平成 25 年第 3 回砥部町議会臨時会 議事日程

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 1 号 専決処分第 2 号の承認について
(砥部町税条例の一部改正)

日程第 5 承認第 2 号 専決処分第 3 号の承認について
(砥部町国民健康保険税条例の一部改正)

日程第 6 議案第 36 号 平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計
補正予算 (第 1 号)

・閉 会

平成 25 年第 3 回砥部町議会臨時会

平成 25 年 5 月 27 日（月）

午前 9 時 30 分開会

○議長（山口元之） ただいまから、平成 25 年第 3 回砥部町議会臨時会を開会します。町長より招集のあいさつがあります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 皆様おはようございます。本日は公私ご多忙のところ、平成 25 年第 3 回臨時会にご出席を賜り、心から感謝申し上げます。開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。農家では田植えも始まり、日増しに夏の訪れを感じる季節となりました。議員各位におかれましては、日頃から議会活動を通じ、町民福祉の向上及び町政発展のため、ご活躍されておられますことに対しまして、衷心より感謝と敬意を表するものでございます。さて、坂村真民記念館についてでございますけれども、昨年 3 月 11 日にオープンをいたしまして 1 周年経ちました。そこで 1 周年記念といたしまして、相田みつをと坂村真民の世界の特別展を実施させていただきました。3 月 10 日から 5 月 12 日までの 72 日間で 9,792 人の方に訪れていただき、お二人の心に響く詩と書に触れていただきました。たくさんの方々に訪れていただきまして、お礼と今後も企画展を開催いたしまして、集客に努めたいと考えております。さて、本日は 3 件の案件につきましてご審議をお願いしております。まずは 2 件の承認案件でございますが、砥部町税条例の一部改正及び砥部町国民健康保険税条例の一部改正について本年 4 月 1 日に専決処分いたしましたので、ご報告申し上げます。また予算案件といたしましては、平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算の 1 件でございます。いずれも詳細に説明をさせていただきますので、ご承認、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（山口元之） これより、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山口元之） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、7 番岡利昌君、8 番大平弘子君を指名します。

~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（山口元之） 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会は予定議案が少ないため、議会運営委員会の開催を省略しましたので、ご了承くださいますようお願いいたします。本臨時会の会期は本日 1 日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（山口元之） 日程第3諸般の報告を行います。地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。次に、監査委員より4月末現在までの例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、委員会の委員派遣について、3月19日に産業建設常任委員会が、上水道の紫外線処理装置の調査のため、宇和島市の宮下浄水場を視察した旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

ここでしばらく休息します。休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催したいと思いますので、よろしくお願ひします。

午前9時35分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（山口元之） 再開します。先ほどの監査委員の報告で現金出納（しゅつろう）検査と言ってしまうました。実際は出納（すいとう）検査でございますので、訂正させていただきます。

~~~~~

日程第4 承認第1号 専決処分第2号の承認について（砥部町税条例の一部改正）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（山口元之） 日程第4承認第1号専決処分第2号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（門田伸介） それでは承認第1号専決処分第2号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。平成25年5月27日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは2ページの専決処分書をご覧ください。専決第2号専決処分書でございますが、平成25年3月30日付で地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の砥部町税条例の改正の内容でございますが、新旧対照表でご説明をさせていただきます。それでは、新旧対照表をご用意ください。2ページをご覧ください。第34条の7寄付金税額控除の第2項では、寄付金控除の特例控除額について、平成25年度から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄付金控

除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄付金にかかります特別控除額の見直しを行うこととされました。ここでは、その地方税法附則第5条の6第2項の規定により、読み替えて適用される場合を含むことを追加する条文の整理を行っております。続きまして3ページの第54条固定資産の納税義務者等の第5項及び5ページになりますが、第131条特別土地保有税の納税義務者等の第4項についてでございますが、独立行政法人森林総合研究所が旧緑資源機構から引き継いだ業務であります農業地総合整備事業、または特定中山間保全整備事業の実施に伴う換地、または交換分合により、取得する土地に係る非課税措置について、当該事業の進捗により、今後の適用対象がなくなったことから、廃止することとなり、条文の整理を行ったものでございます。続きまして6ページをお開きください。附則第3条の2、延滞金の割合等の特例でございますが、延滞金及び還付加算金の割合は近年の低金利状況を踏まえ、国税において延滞金等の割合の見直しが行われたことと合わせ、特例基準割合がこれまで公定歩合の0.3%に4%を加算した4.3%でございましたが、今回の改正で国内銀行の貸出約定平均金利の前々年の10月から前年9月における平均値1%に、1%を加算した2%の割合となったことに伴い、条文の整理を行ったものでございます。具体的な延滞金の割合の改正についてはですね、法定期限を経過し、履行遅延となった場合、現行の特例を使いますと14.6%であります。これを今回の特例の見直しによりまして、9.3%になります。それから、納付期限後1カ月以内の場合は4.3%が3%になります。それから、徴収の猶予等の場合は4.3%が2%となります。あと、還付加算金の場合につきましては、4.3%が2%となり、それぞれ改正されております。続きまして、7ページ、附則第4条納期限の延長に係る延滞金の特例でございますが、この納付期限の延長に係る延滞金の特例につきましても、先ほどの特例基準割合の改正に伴い、条文の整理を行ったものでございます。続きまして、8ページ、附則第4条納付期限の延長に係る延滞金の特例でございますが、この納付期限の延長に係る延滞金の特例につきましても、先ほどの特例、失礼しました、8ページでございます、附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例でございます。一般法人に財産を寄付した場合に金銭の授受がなくても、みなし譲渡とされ、所得税、住民税が一般譲渡の税率で課税されることになっております。公益法人に財産を寄付した場合で、国税庁長官の承認を受けた場合は、譲渡所得について非課税となります。今回、租税特別措置法の改正で公益法人に幼稚園または保育所等を設置している法人が追加されたことによる条文の整理を行っております。続きまして同じく8ページ、附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除でございますが、今回の改正で個人住民税における住宅ローン控除を平成26年から平成29年末まで4年間延長されたことと、平成26年4月以降控除限度額が拡充されことに伴い、対象年度を35年度を39年度に、入居開始年を25年から29年に改めるとともに、法附則第5条の4では、平成26年4月から予定されております消費税の増額に対応するもので、消費税から控除しきれなかった額を一定の計算割合で個人住民税から控除することとされたことについて、項目が追加されたことによる項の繰り下げを行うとともに、条文の整理を行ったものでございます。続き

まして、9ページ、附則第7条の4、寄付金税額控除における特別控除額の特例でございますが、先の条例第34条の7第2項と同様に寄付金控除の特例控除額について、平成25年度から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄付金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることも踏まえ、ふるさと寄付金に係る特別控除額の見直しを行うこととされました。ここでもその地方税法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含むことを追加する条文の整理を行っております。続きまして、同じく9ページ、附則第10条の2の見出しでございますが、見出しにつきましては、固定資産税等の課税標準の特例を規定している法附則第15条第2項第6号及び第10項を附則第15条第2項第6号等に表現の改正を行っております。同条第2項については、地方税法附則第15条中の項、第5項になりますが、この項が削除されまして、その削除によります条の繰り上げを行い、同条第3項として新たに地方税法附則第15条第37項の規定に基づき、市町村の条例で定める割合を3分の2とした項を追加しております。続きまして、11ページ、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例、第3項でございますが、ここでは租税特別措置法の第37条の9の2及び第37条の9の3で規定する認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地及び継承業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例が削除されたことに伴いまして、条文の整理を行ったものでございます。続きまして、11ページから15ページにかけてでございますが、附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例でございますが、本条第1項から第3項の改正等につきましては、その有していた家屋でその居住の用に供していたものが、東日本大震災により滅失したことによってその居住の用に供することができなくなった方の相続人が、その家屋の敷地の用に供されていた土地等を災害があった日から7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡した場合に、租税特別措置法に定める譲渡所得の課税の特例の適用要件を満たす時は、その特例の適用を受けることができることとされたことに伴い、条文の整理を行ったものでございます。続きまして15ページから16ページにかけてでございますが、附則第23条東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例でございますが、今回の改正で個人住民税における住宅ローン控除を26年から29年末まで4年間延長されたことと、平成26年4月以降の控除限度額が拡充されたことについて各附則条項の読み替えを含む条項の整理を行いました。処分書の方にお戻りください。処分書の5ページをお願いいたします。附則でございますが、附則の第1条につきましては、施行期日、それから第2条につきましては、延滞金に関する経過措置、それから第3条につきましては、町民税に関する経過措置、それから第4条につきましては、固定資産税に関する経過措置、それぞれ規定をしております。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

承認第1号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって承認第1号については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

## 日程第5 承認第2号 専決処分第3号の承認について

### （砥部町国民健康保険税条例の一部改正）

#### （説明、質疑、討論、採決）

○議長（山口元之） 日程第5承認第2号専決処分第3号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（門田伸介） それでは承認第2号専決処分第3号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3号の規定によりこれを報告し承認を求める。平成25年5月27日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは2ページの専決処分書をご覧ください。専決第3号専決処分書でございますが、先ほどの承認第1号と同じく平成25年3月30日付で地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の砥部町国民健康保険税条例の改正の内容でございますが、新旧対照表でご説明をさせていただきます。新旧対照表をご用意ください。それでは新旧対照表の1ページをご覧ください。まず第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額についてでございますが、これまで国保世帯につきましては世帯区分として特定世帯と特定世帯以外の世帯の2つの区分であったものが、今回の改正によりまして、国保世帯の国保被保険者から後期高齢被保険者となって6年目から8年目までの間にある国保世帯で残った国保被保険者が1名の世帯を特定継続世帯として区分追加されることと、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1軽減する現行措置に加え、今回の特定継続世帯については、世帯平等割額を4分の1軽減する措置が講じられたことに伴い、世帯区分の（1）特定世帯以外の世帯を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めるとともに、世帯区分に新たに（3）特定継続世帯の区分を追加する条文の整理を行ったものでございます。今回の特定継続世帯が設定されたことにつきまして、どれぐらいの世帯があるかといいますと、25年5月17日現在でございますが、特定世帯というのが全国保の世帯でございますけれども、まず国保の世帯が3,576世帯ございます。被保険者が6,329人おります。それで、特定世帯と呼ばれる世帯ですね、国民健康保険の被保険者が1人と国保から後期高齢者へ変わった人が一緒



における世帯、これが250世帯あります。それから、今回規定されました特定世帯の中で、6年目から8年目までの世帯ですね、これが137世帯ございます。それで今回この特定継続世帯ができたことによりましてどれぐらい経費額が増えるかということなんでございますが、世帯としては137世帯があるわけですけども、これらの世帯がどういった課税状況、標準の世帯なのか7割軽減なのか5割軽減なのか2割軽減なのか、それによって世帯平等割額が違いますので、その4分の1軽減される額というのが、今は賦課していませんから、まだその内訳がわかりません。ただ全体としては、これをこの特定継続世帯を設置したために減額される金額というのは、959万8千円という試算が出ております。それでは2ページをお開きください。第7条の3、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割についてですが、今回の改正により、先ほどの第5条の2と同様に特定継続世帯が設定されたことに伴い、世帯区分の(1)特定世帯以外の世帯を、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めるとともに、世帯区分に新たに(3)特定継続世帯の区分を追加する条文の整理を行っております。次に、2ページから5ページにかけて、第23条国民健康保険税の減額についてでございますが、23条の第1号が7割軽減について。第2号が5割軽減について。第3号が2割軽減についての内容となっております。それぞれの軽減区分のうち、イの国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額及びエの国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、今回の改正により、特定継続世帯が設定されたことに伴いまして、世帯区分欄の(ア)特定世帯以外の世帯を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めるとともに、新たに(ウ)特定継続世帯の区分を加えた条文の整理を行ったものでございます。次に5ページから6ページにかけて、附則の第19号東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例についてですが、地方税法附則第44条の2に東日本大震災により居住用財産が滅失した県民税町民税所得割の納税義務者の相続人にも被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例が適用されることになったことに伴い、新たに第2項として、県民税の所得割の納税義務者の相続人に対する適用についての項が追加されたことにより、第3項が第4項へ繰り下げとなり、また新たに第5項として市町村民税の所得割の納税義務者の相続人に対する適用についての項が追加されました。また、附則第8項中の租税特別措置法第36条については、第35条第1項と読み替えるための条文の整理を行っております。専決処分書の方にお戻りください。3ページをお願いいたします。附則でございますが、附則の第1条では、この条例は公布の日から施行する、ただし附則第19項東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の改正規定については、平成26年1月1日から施行することとしています。ただし、この改正では平成25年1月1日以後の譲渡について適用することとなっております。そのため、この附則第2条の第2項に規定されていますように、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することができることとなっております。次に第2条第1項では、改正後の砥部町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することとし、平成24年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によることとしています。以

上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜わりますようよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。  
承認第2号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第6 議案第36号 平成25年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第6議案第36号平成25年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） それでは議案第36号平成25年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。平成25年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。第1条、事業勘定は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,303万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,055万7千円とする。第2項はご覧のとおりでございます。平成25年5月27日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは内容についてご説明を申し上げます。10ページ11ページをご覧ください。歳出の項目でございます。10ページ11ページでございます。12款1項1目前年度繰上充用金、今回補正額として3,303万4千円をお願いしてございます。内容でございますが、22節補償金でございます。平成24年度の国民健康保険特別会計事業勘定でございますが、それへの繰上充用金として3,303万4千円をお願いしてございます。前のページをご覧ください。8ページ9ページでございます。歳出に対する歳入でございます。9款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金でございます。同額の3,303万4千円基金から繰り入れを予定してございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りましてご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 36 号の採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、慎重にご審議を賜り、ご議決ご承認いただきましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。また本日議員各位から頂戴いたしましたご意見等につきましては、今後その対応に十分留意しながら、行政運営に取り組んで参りますので、引き続きご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。さて5月も後半となり、日差しも強く、汗ばむ季節となって参りました。これからは日増しに暑くなって参りますので、くれぐれも健康にはご留意いただき、町政発展のためにご活躍頂きますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（山口元之） 以上をもって、平成 25 年第 3 回砥部町議会臨時会を閉会します。

午前 10 時 40 分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員